

えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 愛媛県における孤独・孤立対策に取り組む多様な民間団体間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に、えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する取組やノウハウの共有に関する活動
- (3) 孤独・孤立対策に関する普及活動や機運醸成に関する活動
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成団体)

第3条 プラットフォームは、プラットフォームの目的に賛同し、第4条の規定により参画した行政、企業、民間団体、その他関係機関等で構成する。

(プラットフォームへの参画)

第4条 プラットフォームへの参画を希望する団体等は、別途定める方法により愛媛県に申込みを行うものとし、愛媛県において次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適当であると認める場合には、参画することができる。

- (1) 愛媛県内において、孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている、又は今後行おうとしている団体等であること。
- (2) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や法令違反がないこと。
- (4) 支援活動が宗教的又は政治的活動を目的とするものでないこと。

(プラットフォームからの退会又は除名)

第5条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、別途定める方法により愛媛県に届け出ることで退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、愛媛県は、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれないとき。
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき。
- (3) 団体等が解散又は活動を停止したとき。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がある、又は公序良俗に反する行為や法令違反がある

ことが判明したとき。

(5) プラットフォームにおいて宗教的又は政治的活動を行ったとき。

(6) 第4条の規定による申込み内容に虚偽があることが判明したとき。

(7) その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき。

(プラットフォーム推進会議)

第6条 愛媛県は、第2条に規定する活動内容を効果的に推進するため、プラットフォーム推進会議を開催する。

2 プラットフォーム推進会議には、必要に応じて参画団体以外の者も参加させることができる。

3 プラットフォーム推進会議の開催について、愛媛県が必要と認めるときは、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項の規定に基づく孤独・孤立対策地域協議会と兼ねて開催することができる。ただし、孤独・孤立対策地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第7条 参画団体は、プラットフォームの目的以外に正当な理由がなく、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、プラットフォームを退会した後も、同様とする。

(会費)

第8条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は、無償とする。

(事務局)

第9条 プラットフォームの事務局を愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課に置く。

2 愛媛県は、プラットフォームの事務局の業務を民間団体に委託することができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に参画団体である者は、この要綱の規定により参画したものとみなす。